

令和2年11月（第17回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和2年11月18日（水）18:00～19:20

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

3. その他議場に出席した者

上村教育部長、床本参事、小林総務課長、藤井施設課長、松岡学校教育課長、谷学校給食課長、半田学校給食課副課長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和2年11月18日の第17回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、重村委員欠席の連絡がありましたが、3人の委員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付しました、10月29日の第16回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第16回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第48号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例制定の件」、「議案第49号 工事請負契約締結の件（神原中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」、「議案第50号 物品購入の件（GIGAスクール用端末機器一式）」の3件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第48号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例制定の件」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第48号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例制定の件」について、説明します。学校給食の公会計化につきましては、文部科学省が進める学校における働き方改革の具体的な方策の一つになります。国は、令和元年7月にガイドラインを示し、地方自治体の公会計化を促進しているところです。本市においても学校給食費は学校が徴収し管理していますが、令和4年4月からすべての宇部市立小中学校の給食費を市が徴収し、市の歳入、

歳出として一括管理する公会計に移行する予定です。公会計化の目的としては、教員の業務負担の軽減として、管理職を含む教員の滞納整理に関する業務をなくし、市として取り組んでいきます。保護者の利便性の向上としては、給食費の取扱金融機関を限定していましたが、公会計後は市内全ての金融機関からの引き落としが可能となります。また、クレジットカード払いやコンビニ払い等の納付ができるように準備を進めていきます。徴収管理業務の効率化については、市の債権管理部門と連携して、滞納整理に対応していきます。安定した学校給食の提供については、これまで、学校ごとに給食費を管理している都合上、給食費の滞納があった場合、給食の食材の調達に影響がありました。公会計では、市での予算管理になりますので、給食の提供に影響が出ないようしっかりと管理していきます。公会計化までのスケジュールは、12月市議会に条例案を上程するとともに、学校給食費徴収システムの導入を進めています。令和3年度には、保護者への周知と、振替口座等の申請書の提出をお願いします。また、口座情報のシステム登録等の準備を進めていきます。そして、令和4年4月から公会計制度を実施する予定です。条例の内容については、第4条で学校給食費の額について、市規則で定めることとしています。第5条で給食費を徴収する相手として、保護者とその他給食の提供を受けるものから徴収することとしています。その他給食の提供を受けるものとしては、教職員や試食会等で給食を食べる方を想定しています。第6条で、給食費の納付について、納付期限等を市規則で定めることとしています。第7条で督促について定めています。第8条では、これまで学校が徴収する給食費の滞納分について、遅延損害金は徴収されていませんでしたが、公会計においては、悪質な滞納者に対する抑止効果として、民法に基づく遅延損害金の規程を準用しています。第9条で減免について定めています。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： とてもありがたい制度だと思います。担任や事務職員が滞納の督促を行っていると思いますが、とても大変な業務でこれが市の業務として行っていただけるということは、学校はとても助かると思います。支払いについて、市内の金融機関やクレジットカードが利用できるということでしたが、現金での支払いはできるのでしょうか。

事 務 局： 納付書払いという形での現金払いは可能ですが、できるだけ口座払いを進めていきたいと考えています。

委 員： 生活保護や就学援助について、給食費を差し引いた額を支給するということは可能なのでしょうか。

事 務 局： 本市の就学援助制度では、給食費は、保護者の委任を受け、学校長に支払っています。生活保護制度についても同様だと思います。

委 員： それでは、悪質な滞納者というのは生活困窮者ではないということですか。

事 務 局： そうなります。

委 員： 公会計制度が始まる令和4年4月以前の滞納については、どこが管理することになるのでしょうか。

事務局： 学校と連携して、市としても徴収に取り組んできたいと考えています。

委員： 滞納して払わない人への対応は、強化されるのですか。

事務局： 市長部局の債権管理部門と連携して、法的手段を視野に入れた対応を考えています。

委員： 給食費の無償化について、検討はされているのでしょうか。

事務局： 市議会等でも質問されることがありますが、年間に6億から7億の経費が必要になります。子育て支援として、給食費の無償化が実施できれば、移住定住の促進にもつながり、良いと思いますが、予算的に難しいのではないかと思います。

教育長： 本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、3か月間の給食費無償化を実施したところですが、恒常的に実施している市町は、県内では和木町と岩国市のみです。

教育長： それでは、「議案第48号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例制定の件」について、承認としてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第49号 工事請負契約締結の件(神原中学校屋内運動場改築(建築主体)工事)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第49号 工事請負契約締結の件(神原中学校屋内運動場改築(建築主体)工事)」について、説明します。これは、工事の請負金額が1億5000万円を超えるものであるため、契約の締結に市議会の承認が必要となりますので、事前に教育委員会会議での承認を求めるものです。工事名は、神原中学校屋内運動場改築(建築主体)工事です。昭和34年に建設された屋内運動場を建て替えするものです。工事場所は、宇部市東梶返四丁目8番1号、請負金額は、3億6894万円となります。契約の方法は、一般競争入札で、10月9日に執行しました。工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建延べ面積1,137.97㎡です。契約の相手方は、早川・今田共同企業体で代表者は、宇部市北琴芝二丁目9番3号、株式会社早川組、代表取締役、伊藤富士樹です。二者目は、宇部市助田町1番37号、株式会社今田工務店、代表取締役、今田忍武です。敷地の利用状況について、建替え位置は参考図のとおりです。既存の体育館は、新しい体育館が完成した後に解体し、跡地はテニスコートとして整備する予定です。現地では、現在杭工事の準備をしており、仮囲いの設置が完了したところです。今後本体工事に着手し、令和4年1月の完成予定です。次に、建物の詳細についてご説明します。建物の利用計画は、これまでの屋内運動場とほとんど変わりありません。アリーナ、ステージ、器具庫、男女更衣室、誰もが利用できるトイレ等を備えています。該当面積は、従前の1.17倍になります。設備面については、男女、多目的トイレのすべてを洋式としています。また、環境面への配慮として、LED照明の採用や、雨水貯留施設を設置します。また、避難施設としての機能を有するため、体育器具の落下防止やガラスの飛散防止など地震に対する安全性を確保し、停電時に発電機の使用が可能な設備を設置するなどの防災機能も整えています。

- 教 育 長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。
- 委 員： 多目的トイレは、LGBTに配慮したものになると考えてよろしいですか。
- 事 務 局： 本来であれば、だれがどのトイレを利用したかわからない状態にすることが最良だと思います。現状では廊下の面積が確保できないため、理想的な対応ができていませんが、LGBTへの配慮として、一定の効果はあるものと考えています。
- 委 員： 表示に関して、男性が青で女性が赤といった色分けについても配慮されるのでしょうか。
- 事 務 局： これに関しては、様々な考え方があり、青と赤の表示については、かなり昔から続いているものですがこれが良くないと考える方もいらっしゃるので、その他の色で区別することを検討しています。
- 委 員： 新しい屋内運動場は、現在のテニスコートの位置に建てられることになりましたが、建設中は別の場所にテニスコートを確保されるのでしょうか。
- 事 務 局： 近隣の中央コートを確認することとしています。
- 委 員： 既存の屋内運動場を残したまま、新設されるので、屋内運動場が使用できない期間はないということよろしいですか。
- 委 員： 女子トイレと女子更衣室の外側はスロープになるのですか。
- 事 務 局： 屋内運動場は、通常地面から1 m程度高くなりますので、その段差を吸収するためスロープを正面と横の2か所に設置します。
- 委 員： 正面と横からも出入りできるということですか。
- 事 務 局： そのとおりです。
- 委 員： 工事車両は、正門を通行するのでしょうか。
- 事 務 局： 工事車両は、正門を利用することになりますので、警備員を配置し生徒の安全確保に努めます。
- 教 育 長： 神原中学校の出入り口は、正門だけでしたでしょうか。
- 委 員： 運動会の時に、北側から出入りした記憶があります。
- 教 育 長： 屋内運動場が完成した後の周辺は、どのようになるのですか。
- 事 務 局： 中央高校側と屋内運動場の間には、テニスコートを2面整備する予定です。既存の屋内運動場の跡地にもテニスコートを整備します。北側は駐車可能なスペースになるよう整備します。運動場側は、来客用の駐車場となります。
- 事 務 局： 工事車両の進入路について、別の方法があるのであれば、安全第一に検討します。
- 教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第49号 工事請負契約締結の件（神原中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、承認としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

- 教 育 長： 次に、「議案第50号 物品購入の件（GIGA スクール用端末機器一式）」について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局： 「議案第50号 物品購入の件（GIGA スクール用端末機器一式）」について、説明します。予定価格が2千万円を超える物品の購入については、議会の議決

が必要となりますので、12月市議会に上程するため、事前に教育委員会会議の承認を求めるものです。内容としては、1、2年生が使用するiPad813台を購入するものです。購入の相手方は、富士ゼロックス山口株式会社宇部支店となります。

教 育 長： ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

事 務 局： 重村委員から、質問をお預かりしていますので、発言します。今回購入する端末の使用期間はどの程度を想定しているのか、学年が変わっても個人で持ち上がって使用するのか、今後の更新の予定も含めて教えて欲しいとのことでした。

事 務 局： 1、2年生ではiPadを使用しますので、1年生は使用しているものを2年生に持ち上がります。2年生は、3年生になるときに、使用していたものを1年生に回すということになります。3年生からはWindows端末を使用しますので、6年生まで持ち上がることを想定しています。中学生も同様のサイクルを予定しています。使用期間は5年程度を考えていますが、その時点での国の補助は未定ですので、現時点では、更新について、見通しは立っていません。端末を持ち帰ることも検討していますので、各自がある程度責任をもって管理することも考えています。

委 員： 3年生からWindows端末ということですが、1、2年生はあえてiPadを使用するということですか。

事 務 局： 1、2年生については、視覚に訴える点や使いやすさ等を考慮して、iPadを採用します。3年生からキーボードを使用して文字を入力することをさせたいと考えています。

委 員： 今回813台購入することで、1、2年生全員に配布されることになると思いますが、以前購入したものは、使用不能になるものも発生してくるのではないのでしょうか。

事 務 局： 児童生徒数の減少も踏まえながら、修繕や更新等で対応していく予定です。

委 員： ICTの活用が大変進んでいる小学校の保護者が、中学校でも同様に活用されているのか不安だと話されていましたが、実態はいかがでしょうか。

事 務 局： 研究指定校では、ICT機器の導入が進んでいる状況ですが、今回、1人1台の端末が導入されますので、全ての小中学校で活用していきます。

教 育 長： それでは、「議案第50号 物品購入の件（GIGAスクール用端末機器一式）」について、承認するというところでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 10月分の寄附の報告をします。10月1日、「炬ばた炎月」代表、品川雅幸様、「肉酒場肉僧」代表、中村勇士様、「山口の肴中村屋」代表、中村信治様から小中学校の新型コロナウイルス感染症対策としてマスク300枚の御寄附をいただきました。10月6日、匿名の方から3,000円、小・中学校教育資金として、平成24年度から通算102回目の御寄附をいただきました。

10月7日、「宇部商工会議所女性会」会長、河野幸恵様から小・中学校教育資金として30,000円の御寄附をいただきました。10月15日、「レノファ山口」村田和哉様、「村田和哉選手後援会人生最幸」様から小学校の新型コロナウイルス感染症対策として消毒液432Lスプレーボトル120個の御寄附をいただきました。10月15日、「株式会社山口銀行東新川支店」様から、小学校図書購入資金として20万円の御寄附をいただきました。

教 育 長： 他にないかありますか。

(全委員意見無し)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。